

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成29年4月27日（平成29年（独情）諮問第23号）

答申日：平成29年8月4日（平成29年度（独情）答申第20号）

事件名：特定センターにおける厚生年金保険等の適用関係の届出に係る入力処理等に関して処理期限を定めた文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「厚年・健保，国年の適用関係の届出を電子申請で行った場合，日本年金機構特定センターにおいて，①到達した申請はいつまでに入力処理されるか，②入力処理された申請はいつまでに決裁されるか，③決裁された申請はいつまでにe-Gov電子申請システム状況確認画面で審査終了となり処分済みの通知書が交付されるか。④取得や被扶養者異動届に係る被保険者証は，いつまでの入力処理分がいつ締め切られて，いつ発送されるか。これらについて，届出の種類ごとに，電子申請したらいつどのタイミングでどう処理されて終了にいたるのが分かる文書（処理手順やマニュアルがあればその表紙と目次と該当部分）及び厚年・健保，国年の適用関係の届出を電子申請以外で行った場合，特定センターにおける処理スケジュールが分かる文書。」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年3月17日付け年金機構発第9号により日本年金機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書によると次のとおりである（審査請求書に添付されている資料は省略する。）。

（1）本件対象文書は，厚年・健保，国年の適用関係の届出が電子申請又は紙届書で提出された場合の入力処理，決裁等，並びに被保険者証の発送処理に関して，各処理段階の締切，つまり処理期限を定めた法人文書のうち特定センターにおいて運用されている法人文書である。

（2）処分庁は，対象となり得る法人文書を作成していないことによる，文

書不存在を理由として不開示の処分をなした。

- (3) 審査請求人は、電子申請導入後、到達した申請の電子申請確認画面上の審査終了に至るまでの期間が著しく長期化（喪失届の審査終了までに1か月近くを要したこともある。）していたり、その場合であっても、個別の入力処理自体は申請到達後数日でなされていたことが後に確認できたり、あるいは健康保険の療養の給付を受けるために保険医療機関に提示することとされている被保険者証の交付発送に著しく時間を要する（以前は1週間弱を目途とされていたと承知しているが現在は10日程度かそれ以上の日数を要するようである。）ようになってきている等、処分庁の内部処理が長期化している事実に接してきた。さらに紙届書についても、例えば本年1月10日に郵送にて届出た賞与支払届に対する決定通知書が3月6日付け決裁にて3月9日に届くといった著しい遅延の体験をしている。

元来、行政手続法の施行に伴い同法規定の行政処分については標準処理期間を定め、これにより各処分がなされなければならないが、旧社会保険庁も「行政手続法の施行に伴う事務取扱いについての一部改正について」（平成17年11月28日付け庁保険発第1128001号）を発出した。当該通知から10年以上を経て標準処理期間を定めなければならない同法規定の行政処分に増減変更があるか否かは別途検証されるべきであるが、当該通知はまったく改訂されず現在に至っている。

機構が扱う諸届書の一部が標準処理期間を定めなければならない行政手続法上の行政処分ではないとしても、それを理由に、各処理段階の締切、つまり処理期限を定めないことを適正とすることはできない。

- (4) このことは、各処理が遅延し、国民、被保険者に不利益を与えているという一般論にとどまるものではなく、「日本年金機構再生プロジェクト」を取りまとめ、業務の円滑化を自らに課した処分庁の自身のルールに対するコンプライアンスの問題である。

処分庁は、平成28年4月22日改定の業務改善工程表において「届書等に係る処理期限の設定」を表明している。即ち、同工程表の「1. 共通基盤」－「1. 業務の円滑化」－「1) 受付進捗管理システムの改善」の「取組方針・状況」欄「3」において、「届書等に係る処理期限の設定」は平成25年度に開始し、平成26年度に完了していると公言している。

事務処理遅延防止を自らの課題として同対策PTの検討結果を踏まえて、「届書等に係る処理期限の設定」をし、「未完結届書」を上部組織、本部に報告するルールを整理したとしている。「未完結届書」と判断するためには処理期限が設定されていなければならない、これを前提に報告のための締め日もまた存在しなければならない。

(5) 以上のことから、処分庁では平成26年度時点で「届書等に係る処理期限の設定」が原則的に完了しており、その後の諸変更がどの程度頻繁に反映しているかは別としても、届書等に係る何らかの処理期限、あるいは各処理段階での何らかの締切が設定されているはずである。

(6) 上記のとおりであるから、処分庁の主張は理由がなく、原処分は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

平成29年2月20日に、処分庁に対して、本件対象文書の開示請求がなされた。

処分庁は、平成29年3月17日に、対象の法人文書は作成していないため、文書不存在で不開示とするとして、不開示決定（原処分）を行った。

平成29年3月30日に、本件不開示決定を取り消すとの裁決を求める審査請求が行われた。

2 見解

(1) 実務上の運用として、管轄内の年金事務所等向けの処理スケジュールを作成・保有しているか否かを特定センターの職員へ確認したところ、平成29年3月7日時点で作成していない、との回答を得た。

(2) 審査請求人の申立てにおいて、「届書等に係る処理期限の設定」については、機構の業務改善工程表の事務処理遅延等の再発防止策を例に挙げられているが、これは処理期限までに処理を完了するための目安ではなく、放置された届書を事務処理誤りかどうか判断する際の目安とするものであり、個別の各届書における標準的な処理期限やスケジュールを定めたものではない。

(3) 健康保険・厚生年金保険及び国民年金の適用関係の届書の処理については、機構の業務処理マニュアルに基づき、処理を行うこととされているが、開示請求者が求めている各処理工程における期限は、当該マニュアルにはそもそも設定されていない。

3 結論

以上のことから、本件については、処分庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年4月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月12日 | 審議 |
| ④ | 同年8月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書は、厚生年金保険、健康保険及び国民年金の適用関係の届出に対する特定センターにおける処理スケジュールを記載した文書であり、処分庁は、これを作成しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、上記第3の2(1)のとおり、本件対象文書のうち管轄内の年金事務所等の処理スケジュールを特定センターでは作成していないとするのみで、これ以外に本件対象文書を保有していない理由を説明していないので、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書を作成していないとする理由及び本件対象文書の探索範囲について確認させたところ、次のとおりであった。

ア 機構では、厚生年金保険、健康保険及び国民年金の適用関係の届出については、受付後、順次可能な限り速やかに処理する、という取扱いをしていることから、これらの届出に係る処理スケジュールを設定する必要はなく、また、法令や機構の内規においても処理スケジュールの設定は求められていない。したがって、処分庁において、上記届出に関する特定センターの処理スケジュール等が記載された文書を作成・取得した事実はなく、これを保有していない。

イ なお、本件開示請求を受け、念のため、特定センターの共有フォルダ内の電子媒体及び執務室内のキャビネットを探索したが、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

(2) また、審査請求人は、上記第2の2(4)及び(5)のとおり、機構が作成した業務改善工程表に「届書等に係る処理期限の設定」を平成26年度に完了した旨記載されていることをもって、本件対象文書が存在するはずであると主張しているものと解されるどころ、これに対して、諮問庁は、上記第3の2(2)のとおり、当該工程表の記載は個別の届書について標準的な処理期限やスケジュールを定めたものではない旨説明しているので、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 業務改善工程表における「届書等に係る処理期限の設定」に係る記載は、平成24年10月の受付進捗管理システムの導入後もなお発生していた事務処理遅延を防止するための取組の一部であり、具体的には、平成26年3月28日に発出された「事務処理遅延等の再発防止策(指示・依頼)」により対応している。

イ その内容は、届書等については、受付後、速やかに処理を行うこと

を前提として、一定期間を経過した届書等を処理遅延扱いとするものである。ここでいう処理遅延扱いは、届書等について、これが未処理のまま一定期間を超過している理由及び対応方針を各年金事務所等内部において確認する対象とするための手続である。

したがって、これを個別の届書について標準的な処理期限やスケジュールを定めたものと解することはできない。

- (3) 諮問庁から「事務処理遅延等の再発防止策（指示・依頼）」の提示を受け、その内容を確認したところ、「届書等の処理遅延・紛失の再発防止策」として「届書等の処理期限の設定」との項目が設けられているが、その具体的な内容として、「届書等については、受付後、速やかに処理を行うこと」との記載があり、また、そのことを前提として処理期限を設定する旨記載されているものの、これについては「処理遅延扱いの目安とする。」と記載があり、これは、諮問庁の上記（1）ア並びに（2）ア及びイの説明に沿うものと認められる。

そうすると、機構では、厚生年金保険等の適用関係の届出を順次可能な限り速やかに処理することとしており、これらに係る処理スケジュールを設定していないとする、諮問庁の上記（1）ア並びに（2）ア及びイの説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。また、上記（1）イの探索が特段不十分であったとは認められない。

- (4) したがって、機構において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子